するとほうん

平成29年 (2017年) 2月号 第505号

ホームページ http://www.matsumotoho,jinkai.or..jp/ メールアドレス ho,jinkai@matsumotoho,jinkai.or..jp



- 主 な 記 事 -

「確定申告」松本税務署からのお知らせ…2~3頁	頁
皆さんこんにちは・籔田博大氏4	頁
頑張ってます・斉藤輝恵さん4	頁
ふるさとの宝 等5 j	頁
法律レポート6~7頁	頁
青年部・女性部コーナー7 []	頁
税務ポイント8~9頁	頁
会員福利厚生制度 P R10頁	頁
2月の予定、	
税に関するアンケートご協力のお願い等11頁	頁
インフォメーションコーナー、	
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき…12頁	Į
税に関するアンケート付金	禄
冬期特別研修会(2/17開催)のご案内付金	渌
会員親睦ボウリング大会(2/16)参加者募集付金	渌

『残さず食べよう! 30·10(さんまる・いちまる)運動』 (松本市)

毎日の生活の中で発生する食べ残しを含めた食品ロスの削減を目指した様々な取り組みを松本市は推進しています。その一つが、宴会等の場で、乾杯後の30分間とお開き前の10分間はおしゃくに回らず、自分の席でお料理を楽しみましょうという「残さず食べよう! 30・10 (さんまる・いちまる)運動」です。

菅谷松本市長が様々な宴席の場で、度々大量の食品ロスを目にしたことから始まったこの運動はこの地域だけではなく全国的に広がりを見せています。(川舩昌子編集委員)

みんなで回覧しましょう。

••••										
確認	社								経理切	
EΠ	長								当	

松本税務署からのお知らせ

確定申告書は自分で作成してお早めに

平成28年分の確定申告書の提出期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(水) 個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(金)

申告書を作成するときは

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引」や申告書用紙等は、国税庁ホームページ【http://www.nta.go.jp】からダウンロードできますのでご活用ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、是非ご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(電話番号:0570-01-5901)にお尋ねください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバー (12桁) の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業 専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。控 除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

なお、マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

申告に関するご質問は

松本税務署の代表電話(0263-32-2790)にお掛けいただくと、自動音声が流れますので、ご用件の内容に応じて次の番号をお選びください。

(土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

内容	選択番号	転送先
確定申告に関するご質問、ご相談	0	申告案内窓口
税金に関するご質問、ご相談	1	電話相談センター
税務署からの照会やお尋ねに関するお問い合わせなど	2	松本税務署の電話交換
消費税の軽減税率制度に関するご質問、ご相談	3	消費税の軽減税率に関する専用窓口

(注)選択番号「0」については、3月15日(水)までご利用いただけます。

復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

ネットなら便利!24時間確定申告

自宅からネットが便利



所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告は、e-Taxを是非ご利用ください。 e-Taxで所得税及び復興特別所得税の確定申告を行うと次のメリットがあります。

- ・自宅からネットで申告 ・添付書類の提出省略
- ・還付がスピーディー
- ・24時間いつでも利用可能

納税には便利な口座振替を是非ご利用ください

税目	納期限	口座振替の場合の振替日
所 得 税	3月15日(水)	4月20日(木)
贈与税	3月15日(水)	-
消費税及び地方消費税	3月31日(金)	4月25日(火)

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合におい て、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要 ありません。

※所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除な ど)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

税務職員を装った者からの不審な電話や、「振り込め詐欺」などにご注意を

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給 状況、また、預貯金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例や税務職員を名乗る者が自宅等に訪問し、帳簿書 類等や金庫を見たり、現金やカードを持ち去る事例が発生しています。

また、税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害も発生 しています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、 氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署の総務課までお問い合わせください。

〈松本税務署 電話番号0263-32-2790(自動音声が流れますので、「2」を選択してください)〉

にせ税理士にご注意

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成及び税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行 うことができるのは、税理士、税理士法人、国税局長に通知をした弁護士及び弁護士法人に限られています。その他の個 人や法人が税理士業務を行うと、税理士法第52条違反として罰せられることになります。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、 あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

資格を有し日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けた税理士は、日本税理士会連合会が発行する税理士 証票を持っています。

税理士であるかどうか確認する場合には、税理士証票のほか、日本税理士会連合会に電話で問い合わせることもできま す。電話番号は、03-5435-0931です。

または、国税局の総務課にお問い合わせください。

〈関東信越国税局 電話番号(代表)048-600-3111〉





(株) エイ・ティ・エフ松本市和田

代表取締役 籔田 博大 氏

『仕事を通じて、地域に恩返し』

松本市和田の松本ソフト 開発センターに事務所を構 える(株)エイ・ティ・エフ は2011年10月に設立された、 ウェブサイト制作・マーケ

ティングコンサルティングを手掛ける会社です。

社長の籔田博大さんはIBMサービス社に長年在籍され、海外勤務の傍らIBMの資格を多数取得し各地で活躍されてきました。しかし籔田さんに突然の悲劇が襲います。たまたま仕事で訪れていた長野県で交通事故により大怪我を負い長期の治療を余儀なくされたのです。今も残る後遺症、苦しいリハビリに沈む籔田さんでしたが、その中で感じた松本の人々の優しさにほれ込み移住を決意しました。以前より長野県には素晴らしい中小企業が沢山あるにもかかわらず、ウェブの活用が未熟で多くのビジネスチャンスを逃していると感じていました。自分が培ってきたノウハウをそんな企業に使っていただくことで恩返しにしたいという思いるとなっていただくことで恩返しにしたいという思いる。

で当地に会社を設立されたそ うです。

そんな籔田さんの生き方に 大きな影響を与えたのは業界 で一世を風靡したスーパー 「八百半」の和田社長さんで、 この会社の社長室に仕事で長 年通い多くを学んだそうです。 現在の趣味はフライフィッシ ング。奈川の渓流での釣りは この世の全てを忘れる事ので きる楽しい一時とのこと。益 々のご活躍が期待されます。







頑張ってます!!

『女性らしい細やかな 気配りを心掛けて』 レストラン ヒカリヤ (シックスセンス(株)) 松本市大手

女将 斉藤 輝恵 さん

松本市の旧東町通り、地

元の方はもちろん大勢の観光客も訪れる「レストラン ヒカリヤ」は今年4月に10周年を迎えます。「走り続けてきた10年間。一度立ち止まり、必要なものと不必要なものを振り返る時にしたいです」と、お話し下さるお姿は"パァーと周りが明るくなる様な"存在感の有る素敵な女将さんです。

扉温泉明神館に嫁がれ16年。今でも思い出すのは、嫁いで早々、ご主人である社長さんに「やりたいことは?」と尋ねられたことだそうです。その時に「和菓子を作り、お客様にお出ししたい」と答えたところ、「一度やってみたら」とすぐに挑戦させてくれたそうです。それからもご両親や社長さんに支えていただきながら様々な挑戦を重ね、経験を積み、感性を磨かれてきました。

毎月初めに全スタッフが集う機会を設ける事や、 全員の給与明細にメッセージを自筆で書いて送る など、女性らしい細やかな気配りで社長さんを支 えます。「自分達らしいナンバーワン、オンリーワ ンを目指したい」と、毎日を自然体でお客様や従 業員さんと接する着物姿の美しい女将さんでした。

(川舩昌子編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、 さまざまな分野の新薬の研究・開発に、とり組んでまいります。

本 社:〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号 U R L:http://www.kissei.co.jp/

中央研究所社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。

ふるさとの宝

226

~食品ロスを減らすために~

残さず食べよう! 30·10(さんまる・いちまる)運動 (松本市)

「注文の際の適量注文」「乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しむ」お開きの前10分間は自分の席に戻り料理を食べ切る」といった松本市発祥の「残さず食べよう!30・10運動」に代表される食品ロス削減に向けた取り組みが注目を集めています。

家庭や飲食店等でまだ食べられるのに捨てられてしまう食材、そんな食品ロスの排出量は日本だけで年間600万トン以上になるそうです。松本市では、家庭版「30・10運動」として、家庭での食

品ロスを減らす 取り組みである 「もったいない クッキングデー (毎月10日を、 今まで捨ててい た野菜の茎や皮



保育園での「環境教育」

等をお子さんと一緒に料理する日)」、「冷蔵庫クリーンアップデー(毎月30日を冷蔵庫の中で眠っている食材を使って料理する日)」の推奨や、市内の園児に食品ロスのことや、食べ物を大切にし、感謝を深めることを学ぶ参加型の「環境教育」を市の職員が講師となり実践するなどして、幅広い

世代に対して啓発活動を続けています。また、お店や企業に対しても「"残さず食べよう!"推進店・事業所認定制度」を立ち上げ、「30・10運動」に協力・実践している飲食店(料理提供側)や事業所(料理消費側)の認定を開始しました。こうした取り組みは高い評価を得ており、食品ロス削減を推進する農林水産省から賞も頂いています。



松本駅前での啓発活動

「30・10」にかけて毎年10月30日を「食品ロス削減の日」に定めることを目指すなど、さらなる活動に取り組んでいるそうです。昨年開催されたG7環境大臣会合でも食品ロスの問題が議題となったことや、全国各地の自治体が「30・10運動」の導入を進めていることからも、この問題が国内外を問わずに非常に重要な課題となっていることが伺えます。松本市から始まった「30・10運動」が、今一度、食べ物の大切さやありがたみを大勢の方に考えていただくきっかけになることが期待されます。(川舩昌子編集委員)

一般社団法人松本法人会会員の皆様へ

貴社社員の皆様への確定申告情報の提供について

±1.......

~確定申告書は国税庁ホームページで~

最近は会社員などの給与所得者の方でも、医療費控除などの適用を受けるために確定申告をする方が増えています。

国税庁では、そのような方のために、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)に「確定申告特集ページ」を開設して申告手続に関する様々な情報を提供しております。つきましては、貴社の社員の皆様に、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」をご利用いただきたく、ご案内用の各種データを特集ページ内に用意しておりますので、特集ページ内の「源泉徴収義務者の方へ」のページからご案内用データを取得いただき、回覧・メール配信・電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供していただきますようご協力をお願いいたします。

法律レポート

平成29年4月から始まる長野地方裁判所松本支部における労働審判を経営者も最大限、活用しよう! (その4)

三浦法律事務所 弁護士 三 浦 守 孝



- 1 本年4月から、長野地方裁判所松本支部において 労働審判の取り扱いが開始されるのに伴い、平成29 年3月1日から、長野県弁護士会においても「労働 問題無料電話相談」が開始される予定であります。 市民の裁判を受ける権利を実現し、労働審判の利用 に繋げるように、弁護士会としても労働事件の解決 に貢献できる体制を構築する準備をしております。 労働者だけでなく、使用者からの利用も可能であり ます。
- 2 従来は長野市内にある本庁でしか労働審判の申立ができず、利用が困難であった中南信地域にお住まいの市民を中心に、松本支部における労働審判を積極的に活用し、個別労働紛争の解決手段として十分に機能できることが実績として示されれば、本庁・松本支部以外の各支部での労働審判手続の取り扱いの開始につながります。また、労働問題だけでなく松本支部において行政事件の取り扱いを可能とさせたり、松本支部において簡易裁判所の刑事事件を除く判決に対する控訴事件の取り扱いを可能とさせたり、司法における次なるステップも期待できます。
- 制度設計上、両者とも選択可能になっております。 労働審判の専門家委員は、労働関係に関する専門 的な知識経験を有し、中立かつ公正な立場に基づい て参画するという制度になっています。ちなみに、 長野県弁護士会が、民間の裁判外紛争解決手段とし て弁護士会ADRを平成29年度中に開始する予定で、

市民にとって労働問題に関して紛争解決手段の選択

3 市民の裁判手続における法的手段選択としては、

民事調停との選択が可能であり、利用に制限がなく、

4 労働審判の解決案の効力については、調停が成立 した場合、労働審判に対する適法な異議の申立がな い場合、裁判上の和解と同一の効力を持つとされて おります。

- 訴訟手続と連携して、労働審判の適法な異議の申立により、労働審判手続の申立の時に、訴えの提起があったものとみなす、という取り扱いとなっています。(時効中断の効力の点で意味をもちます。)
- 5 労働審判は、複雑な事件を除いて迅速に紛争を解決することを目的とした制度として、比較的内容が単純で、係争利益は必ずしも小さくない事件の紛争解決に適していると言われています。すなわち、争点がさほど複雑でもなく、当事者も多数でない、解雇事件、賃金・退職金等請求事件、配転・出向に関する事件等であります。
- 6 逆に、当事者が多数で、事実関係が錯綜し、争点が複雑といった事件や、膨大または綿密な立証が要求される事件には、原則として適さないと言われています。すなわち、人数が多くなる整理解雇、セクハラ・パワハラや差別的取り扱い、就業規則の不利益変更、労災等に関する事件等が例であるとされていましたが、現実には労働審判でも結構な事例が取り扱われ、適切に解決されています。労働審判委員会がざっくりした解決案(たたき台の金額提示)を出して大体解決しているという実情があります。
- 7 ところで、労働審判においても解雇無効と考えられる場合に、実体としては解雇権濫用に当たるか否かなど、権利関係に基づくルールに照らした法的判断を踏まえる必要があります。解雇無効が争われた事案で成立する調停の大部分は、労働者の地位の保全ではなく、労働者の退職と使用者による解決金の支払いという方向性による調停条項になっています。
- 8 原則として3回以内という限定した労働審判手続でも片がつくため、主張を裏付ける証拠の関係で、実質的には第1回、第2回目の審判手続が勝負(証拠の一括提出)で、そこで労働審判委員会に対し自らに有利な心証を形成できるような証拠や主張関係があるかどうかが非常に重要となります。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



肢が広がります。

鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001 品質 ISO 9001 認証取得

- 9 労働審判制度を選択する基準は、1つ目は、職場 復帰なのか、金銭解決でもいいかという労働者の要 求です。2つ目が、労働審判は労使が合意に達しな いと制度上だめなため、合意を達成する可能性があ るかです。3つ目が平均解決期間であり、原則とし て2ヶ月半という迅速性は労使にとって相当なメリ ットがあります。
- 10 解雇に伴う紛争等における解決金決定にあたって、何を判断要素として扱われるのかということに関して、最も大きな判断要素は、その解雇・雇止めが無効なのか否かであります。合理的理由はあるけれども相当性のない解雇である場合と、合理的な理由すらない解雇である場合とでは、やはり判断は異なってきますし、解決金の金額にも相当に影響を与えます。
- 11 さらに、労働審判から訴訟に移行した場合に、労 使それぞれが抱えるリスク、例えば訴訟費用である

とか、主張・立証の程度であるとか、精神的、時間 的な負担なども考えられます。 解雇されてから従 業員に賃金が払われていない期間や、解雇後の就労 や生活の状況、代理人の有無なども勘案されます。

12 また、解決金額決定に当たり、勤続年数を考える場合もありますが、中途採用後に短期間で合理的な理由もなく解雇されたような場合には、勤続年数はあまり考慮されておりません。企業規模も考慮されることがありますが、大企業に勤める従業員が解雇された場合と、中小零細企業に勤める従業員が解雇された場合には、状況が異なります。企業規模格差と、これに伴う再就職の困難さや賃金水準の低下の不利益性なども考慮されることがあります。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三 浦 守 孝 〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

青年部コーナー

2月例会開催のお報せ -

2割の知識で経営判断が出来る!図に7つの 数字を入れるだけ!

『利益とお金のブロックパズル経営術』

青年部では本年度最後の例会となる、2月例会を2 月22日(水)に開催いたします。(担当:第五委員会 赤羽明委員長)

企業経営上、経営者には相当な財務知識が必要で、 決算書などは全て読めなければならないのでしょう か?実は会社に利益とお金を残すためには、決算書を 全て読めるようになる必要はありません。

今回の例会では、企業を存続・発展させるために、 2割の財務知識で作れる「利益とお金のブロックパズ ル」を使った、財務力と組織力を高める方法を学んで いただきます。

講師には松本市野溝にございます(株)ベクトルマネジメントより代表の石塚忠氏にお越しいただきます。 青年部員以外の方でもご参加頂けますのでお気軽にお問い合せください。

大勢のご参加をお待ちしております。

日 時 2月22日(水)18:00開始

(研修会18:00~19:30 懇親会19:30~21:00)

テーマ 「 利益とお金のブロックパズル経営術 」

講師 石塚 忠 氏 (株)ベクトルマネジメント代表 / 中小企業診断士)

会 場 ホテルモンターニュ松本

(松本駅アルプス口徒歩1分)

参加費 4,000円(懇親会費として)

お申込 松本法人会事務局まで (事務局:35-8080)

女性部コーナー

新年特別例会ご報告

1月24日(火) 恒例の 女性部新年特別例会を開催いたしました。本年度は、「整理収納講座」というテーマで整理収納アドバイザーの宮嶋万輝代さんを講師にお招きして、家庭や職場で実践してい



講師の宮嶋さん

ただける整理収納術を学んでいただきました。

誰もが毎日しっかりやりたいけれど、なかなか上手にできない家庭や職場の"整理整頓"について、基本的な考え方から、実践する際のポイントをわかり易くお話ししていただきました。「家庭や職場で整理整頓を効果的に行うには、家族や従業員間でのコミュニケーションが非常に大切です。上手にコミュニケーションをとりながら整理整頓を進めることで家庭や職場の雰囲気がずっと良くなります。」など、大変参考になるお話でした。

研修会の後には食事会も開催され、新春らしい明る く華やかな例会となりました。大勢のご参加ありがと うございました。



[会社の税務 よろず相談室107]

セルフメディケーション税制について

~確定申告によって一定額を控除できる 医療費控除の特例(新制度)~

Q1.セルフメディケーション税制とはどんな制度で

すか?

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日~平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品(いわゆるスイッチOTC医薬品)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限:8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除する新税制です。

セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチのTC医薬品(※2)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除する。

- (※1)特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診
- (※2) 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品 (類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)
- (注) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

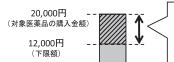
2. 制度の内容

■対象となる医薬品(医療用から転用された医薬品:スイッチOTC医薬品)について

- スイッチOTC医薬品の成分数:83(平成29年1月13日時点)
 - 対象となる医薬品の薬効の例:かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬 (注)上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

本特例措置を利用する時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



- 8.000円が課税所得から控除される
 - (対象医薬品の購入金額: 20,000円-下限額: 12,000円=8,000円)
- 減税額
 - 所得税:1,600円の減税効果(控除額:8,000円×所得税率:20%=1,600円)
 - 個人住民税: 800円の減税効果(控除額: 8,000円×個人住民税率: 10%=800円)

Q2. 創設の目的はなんですか?

国民のセルフメディケーションの推進を目的としています。セルフメディケーションはWHOにおいて「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。

Q3. 従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか?

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。

Q4.「一定の取組」の証明方法に必要な書類はなんで すか?

所得控除を受けるための「一定の取組」にあたる健 診や予防接種等(このうちのいずれか一つを受けてい ればよい)を受けた結果、発行される領収書または結果通知表を確定申告の際に提出・提示ください。提出書類には、 氏名、 一定の取組を行った年、 事業を行った保険者、事業者若しくは特別区を含む市町村の名称又は医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載が必要です。

なお、申請者が任意(全額自己負担)で受診した健康診査は、「一定の取組」に含まれません。

Q5.対象の医薬品はどんなものですか?

医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(いわゆるスイッチOTC 医薬品)です。

本税制の対象となるOTC医薬品(約1,500 品目)は厚生労働省のホームページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html で掲載しているほか、関係団体による自主的な取組により、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マーク(下記参照)を掲載した製品に置き換えています。

セルフメディケーション 税 控除 対象

- *製品の大きさやパッケージの色により、このマークの大きさや色も異なります。
- *製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マーク 無しでも同じ製品は制度の対象になります。

<表示例>





さらに、購入の際にお客様が受け取るレシートには、この制度の対象製品に★のような印と「セルフメディケーション税制対象」という印字か、手書きの注記がなされますので、そのレシートや領収書は大切に保管ください。

なお、薬局製造医薬品(薬局製剤)においても、対象成分を含有する品目がありますが、こちらは本税制の対象外となります。

Q6.対象の医薬品を通信販売等で購入する際、支払 い日が平成29年1月1日以降の場合、この制度 の対象になるのでしょうか?

支払い日が施行日以降である場合は対象となります。

Q7.控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか?

実際に支払った税込み後の価格が控除の対象となります。

Q8.ドラッグストアで一律 %引きのセールが開催 されている場合、控除額はどのような取扱いに なるのでしょうか?

割引後の価格が控除額となります。

Q 9 . 購入した証明書類をなくしてしまった場合はど うすればいいですか?

セルフメディケーション税制を活用される場合は、 必要事項を記載した領収書が必要ですので、購入した 薬局等でレシートの再発行をしていただく必要があり ます。

また、証明書類に対象医薬品の目印が付けられていない場合も同様です。

Q10. 平成29 年 1 月 1 日以降に新たにリストに追加された品目については、平成29 年 1 月 1 日以降の購入であれば、リスト掲載前の購入であっても税制の対象になるのでしょうか?

対象となります。

(税制委員会:赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸

グループ稿)

(監修:関東信越税理士会 松本支部)

エネルギーと環境の ハーモニーを目指します。

▲ サンリン 株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 **TEL.0263-97-3030**代 http://www.sanrinkk.co..jp/

健康な明日をめざして

禁上條器械店

松本営業所 松本流通団地 ☎0263-58-1711 長野営業所 長野市栗田501-1 ☎026-227-2952





Jタイプ_[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による 生存リスクから企業を守ります!

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場 合、重大疾病保険金を支払います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から 90日経過した日の翌日となります。

ポイント $\,2\,$

万一の際には、 死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0に なります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回り ます。

ポイント 3 約款所定の高度障がい状態または不慮の事故による身体障がい状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

- ※この保険には、高度障がい保険金・満期保険金・配当金はありません。
- ※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。
- ◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性 心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合 には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この資料の記載内容は、平成28年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

D/IDO 大同生命保険株式会社 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

F-27-1025(平成28年3月17日)

2月の予定

2日税制委グループ会議、第97回税制勉強会 3日広報委編集会議、臨時広報委員会 7日県連理事会、国税局幹部との協議会 8日女性部正副部長会議 10日

役員会 14日時局講演会打合せ会議 16日会員親睦ボウリング大会 17日冬 期特別研修会 22日青年部2月例会 23日新設法人説明会 24日決算説明会



決算説明会(法人税・消費税の説明会/1月決算法人対象) 2月24日金 午後2時より 大同生命松本ビル1階会議室 (ホテルプエナビスタ東側)

平成28年度 **合同委員会開催(1/20)**

1月20日(金)正副 会長会および定例役員 会終了後、今年度の合 同委員会を開催しまし た。当会の6つの委員 会(総務・研修・組織・



広報・税制・厚生)ならびに青年部・女性部の平成29 年度事業計画を相互確認いたしました。

会議終了後には新春恒例の賀詞交換会を開催し、大いに交流を深めました。

今号付録 『税に関するアンケート』 ご協力のお願い

全国の法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して皆様の意見や要望を反映しながら、税のあるべき 姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

私たち松本法人会でも平成30年度税制改正に対する提言事項作成に向けて「税に関するアンケート」を作成し、今号付録として同送しております。

皆様の声をまとめて、地元自治体・選出国会議員にお届けしますので、どうかご協力をお願い申し上げます。



为 法人会

還付が

スピーディ・

法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

提示又は写しの提出が不要です。

さらに詳しくは WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等の

パソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用*できます。**メンテナンス時間

インフォメーションコ

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深める ことを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメー ションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板と してお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9キン)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35:8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- ●関係企業、県内外関係機関4.300社へ発送 ●掲載無料
- ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます ●フルカラー印刷



お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

福島大将誕生の碑 (松本市)



松本城の北に位置する西 町に「福島大将誕生の地」 碑があります。福島安正 (1853年生れ)は明治25年、 シベリア単独横断に成功し ました。ロシアの実情を視 察した1万4000キロメート ルに及ぶ旅でした。この偉 業は当時、世界中の注目を 浴びました。

(大沢利充編集委員)

靴専科 松本店

靴・バッグのトータルエステ

靴専科は靴やバッグの修理とクリーニングのお店です。 靴・バッグ・革製品のことなら何でもご相談ください。

主なメニュー

- ・靴クリーニング
- ·靴修理全般
- ・バッグクリーニング
- ・バッグ修理全般
- ・その他革製品のクリーニングや補修 (財布、ジャケットなど)

まずはお気軽にご相談ください!

TEL0263-55-3949 松本市筑摩1-19-2 \$ 10:00~19:00 休 火曜日/駐車場完備



JR松本駅よりアルピコ交通バスにて 「ライフスクエア コモ庄内」下車 バス停より徒歩2分

> 初めての 言葉はどっ

ママ?マンマ?

親は憂鬱 子ははしゃ

って、

最近の会合では健康

問

問題が話

者の年齢が毎年上がっていることもの仕事だと思う今日この頃です。 経

題あ営大

百年に 度が毎 1 ナ

]1] 柳 1

(大沢) 本号編集委員 川舩昌子)



だとの割り切り が必要と思 ご運 いました。運動も仕 た。

医け

アルプス公園 から運動をしまロメートル位あ、 松本ヘルス・

付きました。仕事に振り回され運! 付きました。仕事に振り回され運! 人病とされる項目の私が昨年に受けた なります。 寝起きに20分の体操と腕こで、健康管理の上手な高 の全てにマーに血液検査で 大切さを学 液検査で カは は運 び 大動で、 実立齢

が

最

健康管理こそ見経営者にとっ 者にとっ

注"まつもとほうじん"の誌 代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について 当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修 会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福 利摩生制度のご案内など、本会の事業活動のため に利用し、それ以外の目的で利用することは一切

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正 等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたし ます。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発 行 所

🦾 🗕 🖟 👝 👝 👝 👝 〒390 0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号 TEL(0263)35 8080 FAX(0263)36 0839 編集人 塚田哲夫 編集人 (毎月1回1日発行) (定価1部50円)

印刷所 信州印刷株式会社